

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和8年6月23日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時39分

出席者 委 員 委員長 天 谷 浩 明

岩 崎 洋 則 永 島 勝 宮 本 陽 介

川 田 俊 介 大 浦 兼 政 中 島 克 訓

議 長 氏 家 晃

傍 聴 者 船 田 美 香 傳法谷 三保子 深 野 武 造

野 尻 正 彦 石 川 悦 史 市 村 隆

雨 宮 茂 樹 浅 野 貴 之 青 木 一 男

大 谷 好 一 内 海 まさかず 大阿久 岩 人

福 富 善 明 白 石 幹 男 広 瀬 義 明

針 谷 正 夫

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 早乙女 忠 芳

主 任 齊 藤 千 明 主 事 今 泉 結 衣

委員会条例第 2 1 条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	高 野 義 宏
教 育 次 長	五 十 畑 肇
農 業 振 興 課 長	小 林 勝 利
農 林 整 備 課 長	阿 部 幸 治
学 校 施 設 課 長	佐 藤 賢 一
文 化 課 長	横 倉 悟 史

令和 8 年第 4 回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和 8 年 6 月 23 日 午前 10 時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 67 号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修建築工事）
- 日程第 2 議案第 68 号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修電気設備工事）
- 日程第 3 議案第 69 号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修機械設備工事）
- 日程第 4 議案第 70 号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修舞台設備工事）
- 日程第 5 議案第 71 号 財産の取得の変更について（中学校屋内運動場空調設備）
- 日程第 6 議案第 72 号 訴えの提起について
- 日程第 7 議案第 73 号 土地改良事業の施行について（鷺巣溜（下）地区）
- 日程第 8 議案第 62 号 令和 8 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（天谷浩明君） ただいまの出席委員は 7 名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 10 時 00 分）

◎諸報告

○委員長（天谷浩明君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（天谷浩明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第 67 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） ただいまから議事に入ります。

日程第 1、議案第 67 号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修建築工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第 67 号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。議案書は 27 ページ、議案説明書は 8 ページから 18 ページまでとなります。

初めに、議案説明書の 8 ページを御覧ください。提案理由であります、栃木文化会館大規模改修建築工事について、栃木市片柳町 2 丁目 14 番 39 号、舘野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体、代表者、舘野建設株式会社、代表取締役、横田雄作と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、9 ページの参考を御覧ください。工事名は、栃木文化会館大規模改修建築工事、工事場所は、栃木市旭町地内であります。工事概要は、建築改修工事一式及び構内舗装改修、あさひ公園駐車場整備等の一部外構改修整備を行う建築工事であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の 27 ページを御覧ください。契約の目的につきましては、栃木文化会館大規模改修建築工事であります。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

契約金額につきましては、18億1,500万円であります。

契約の相手方につきましては、栃木市片柳町2丁目14番39号、舘野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体、代表者、舘野建設株式会社、代表取締役、横田雄作であります。

なお、本件の応札業者は1者、落札率は99.92%であります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

永島副委員長。

○副委員長（永島 勝君） それでは、ちょっと質問を1つ、応札が1者ということであったのですが、これは事前に入札を行う際に、応札に応じるような企業の経済状況とか、そういうところはどんなふう把握されていましたか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんが、入札の執行については、契約検査課のほうに依頼をしておりますので、本課のほうでは分かりかねます。大変申し訳ございません。

○委員長（天谷浩明君） ほかに。

川田委員。

○委員（川田俊介君） すみません。構内の舗装改修とあさひ公園駐車場の整備一式ということも含まれているのですが、駐車場がいつもいっぱいになって止めるところがないというお話をよく聞いていたのですが、今現在何台止まって、今後この改修工事が終わると何台ぐらい駐車が可能になるのか教えていただければと思います。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

現在のところ、駐車台数は335台となっております。改修後につきましては、あさひ公園駐車場ということで、拡張部分で約51台の増が見込まれるところではありますが、駐車台数の不足に加えて区画線がかなり狭くて、40年前の規格で区画線を引いておりますので、今の車も大型化している状況においては、区画線の引き直しも同時に要望を受けておりますので、そちらを併せて考えるということで、今後設計の中でどれぐらい増加になるかということは検討してまいりたいと考えております。少なくとも今よりは数は増やせると考えております。

○委員長（天谷浩明君） 川田委員。

○委員（川田俊介君） というと、何台ぐらい増えるというのは全然まだ今のところ、よく昔の引き

方でいうと一本線の白線からUの字の引き方みたくなるということで、そこら辺の設計というか、そういうのはまだ何台増えるということとはできていないということですか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

まだ正確な設計といえますか、決定はまだなのですが、今現在の試算では、約20台から30台程度は増やしたいということで業務のほうは進めております。

○委員長（天谷浩明君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまです。この契約金額が18億1,500万円というふうなことなのですが、現在非常に物価が上がりまして、どんどん、どんどんと建築費用、コストなんかも上がっているというような状態でございますが、この18億1,500万円、これがどんどんと工事が進むにつれて、万が一この金額的な変更というふうなことが起きた場合、何か対応策とか、そういうのは考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

本件工事につきましては、契約上、インフレスライドの適用ということで、物価上昇による工事費が増額する場合には、契約変更ということで行うこととなっております。ただ、どれくらい上昇するかというのは、工事が完了するのが2年以上先ということになりますので、現段階ではちょっと読めないところではありますが、あまりにも高騰するようなことであれば、場合によっては工事内容の一部変更なども検討したいというふうに考えております。

○委員長（天谷浩明君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 現在、やはりテレビ、新聞等でナフサが何か供給が滞るということで、いろんなところにしわ寄せが来ておりますが、現在何かそういうふうな情報とか、そういうのはこの建築に対しまして業者のほうから入っていると、そういうのはありませんか。そちらに情報が入っていると、そういうのは。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今現在のところは、そういった話は伺っておりません。4月の下旬から5月の中旬ぐらいにかけてでしょうか、ちょうどこの本件の入札を行っている時期については、他の公共工事等において工事がストップするような事態があったということは伺っております。それだけちょっと物流のほうに滞っているという状況は把握しておりましたが、今回入札が終わった後、業者との打合せ等も既に行っておりますが、今現在のところはそういったお話は聞いておりません。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 工事期間を予定で教えてください。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

工事期間につきましては、本年の7月から令和10年の工事自体は7月頃までには完了したいというふうに考えております。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 約2年ぐらいを予定していると。その間、今まで文化会館を利用されていた方は、ほかの文化会館へ振り分けというか予約という形で進むと思います。この工事期間中に使える栃木市内の文化会館、どこなのか教えてください。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

文化会館は、残る大平、藤岡、岩舟、3館については全て使用可能でございます。その他公共施設、例えば市民交流センターであるとか、新しくなった都賀総合支所、こういったところも使用できるほか、各地域の公民館等についても使用は可能となっております。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 利用者の方からの不安の声を聞いておりまして、取りあえず、例えば中学校の音楽室が使える、音楽を使う団体ですけれども、いろんなルールがあったり、校長先生によって違ったりということがあるそうです。実際にその利用者の声を聞いて、この2年間はどのような対応をされていくのか、お考えを聞かせてください。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

本件の改修工事、決まった後、まず利用者説明会を開催させていただき、お声を聞かせていただきました。その後、本市の栃木文団連所属の全団体宛てにアンケート調査を行いまして、どのようなことが不安なのかであるとか、代替の活動場所をどういうところを希望するか、そういったことのアンケートを行わせていただき、そこで回答できるものについては回答させていただいたと。その後においては、個別相談会ということで、希望する全団体と1対1でヒアリング等を行い、新たな活動場所の助言であったりとか、内部の調整等を行って、不安解消に努めてきたところでございます。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） まだ工事していない状況で、これからいろいろとほかの場所を使っていくことになります。きっと使う中で、いろんな問題、トラブル、要望が増えてくると思いますので、始まる前のアンケートではなく、実際に使っていただくときに、どのような問題があったのか、理想なのかをクリアしていきながら、この2年間、トラブルがないようにしっかりと各課連携をして協

力してあげるように要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（天谷浩明君） 要望でいいですか。

○委員（大浦兼政君） はい。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） 次に、日程第2、議案第68号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修電気設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） ただいまご上程いただきました議案第68号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。議案書は28ページ、議案説明書は19ページから26ページまでとなります。

初めに、議案説明書の19ページを御覧ください。提案理由であります、栃木文化会館大規模改修電気設備工事について、栃木市今泉町2丁目13番28号、ホリエ・永山特定建設工事共同企業体、代表者、ホリエ電設工業株式会社、代表取締役、堀江貴浩と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、下段の参考を御覧ください。工事名は、栃木文化会館大規模改修電気設備工事、工事場所は、栃木市旭町地内であります。工事概要は、自家用発電機、太陽光発電設備設置、照明器

具LED化等の改修を行う電気設備工事であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の28ページをお開きください。契約の目的につきましては、栃木文化会館大規模改修電気設備工事であります。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

契約金額につきましては、12億2,650万円であります。

契約の相手方につきましては、栃木市今泉町2丁目13番28号、ホリエ・永山特定建設工事共同企業体、代表者、ホリエ電設工業株式会社、代表取締役、堀江貴浩であります。

なお、本件の応札業者は3者、落札率は96.94%であります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

川田委員。

○委員（川田俊介君） ありがとうございます。今回の工事は、これは照明器具LED化と太陽光ということなのですけども、これは全部新規で配線から全てやり変えるということですか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、全て新規での交換ということになります。

○委員長（天谷浩明君） 川田委員。

○委員（川田俊介君） 太陽光発電設備の設置ということで、自家用発電機も併用して設置することなのですが、これは太陽光発電のほうは東京電力に売却はなしに、自家用の発電が100%になるのですか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今回の太陽光発電設備と併せまして、本来であれば蓄電池を設置したいところではありましたが、費用対効果、全体の事業費の圧縮のために、そちらは断念するというので、自家用発電機につきましては、非常用発電ということになります。基本的に太陽光発電で発電した電気については、文化会館で消費ということで、もしそれが余るようであれば東電に売却ということで考えております。

○委員長（天谷浩明君） 川田委員。

○委員（川田俊介君） ご説明ありがとうございます。

それで、LED化と自家用発電機と太陽光をやることによって、今現在かかっているコストと今後かかっていくであろうランニングコストはどのようにになりますか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

基本的には、ランニングコストは大幅に下げるという方向で、今回のLED化や太陽光発電だけではなく、全ての機材関係、併せて給排水等についても節水型を導入する。電気関係については省電力化のものを全て置き換えるということで考えておりますので、ランニングコストはかなり低減するということで考えております。

○委員長（天谷浩明君） 川田委員。

○委員（川田俊介君） ありがとうございます。数値的なものは、試算とかは出ていないのでしょうか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

平常時については、電気料約40%の削減、併せてCO₂の削減効果ということで、大幅な削減ということで試算はしてございます。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 自家用発電機についてお聞きしたいのですけれども、これは普通のディーゼルでの自家発電になりますか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

基本的にはその方向で今現在考えております。

○委員長（天谷浩明君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） この非常電源なのですけれども、この間、都賀総合支所で停電がありまして、都賀総合支所の場合は、最初ディーゼルの非常用発電というふうなことで進めていたのですけれども、途中で変わりまして、ハイブリッドの車をつけて、そこから何か電気を供給するような非常用発電というふうなことでなったのですが、それが今回の停電で全く機能しなかったようなことを聞いております。ですから、今聞いたのは、普通のディーゼル発電というふうなことであれば、そういうのはないのかなと思いましたので、一安心しました。

それと、この非常用発電機を設置する場所なのですけれども、それは従来よりも高いところに設置するのか、それとも同じようなところなのか、高さをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今現在の発電機の設置場所というのが機械室ということになりますので、地下1階程度、半地下ぐらいのところですか、こちらのところにそのまま設置することになるのではないかと考えております。

○委員長（天谷浩明君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 分かりました。文化会館の隣に壱冷川というふうな河川が通っていると思うのですが、万が一それが溢水してしまうと、どうなのですか、文化会館のほうまでその水が来るといふようなことも想定しているのでしょうか。半地下となりますと、水が入ってしまって、水没するおそれがあると思うのです。ですから、公共施設、今、合併後16年たちますが、いろいろと、給食センターとかいろんな棟を建てていますが、できるだけ高いところに非常用発電機は設置しなさいということで議会のほうからも言っていると思うのです。要するに大雨が降って水没して、非常用電源が使えなくなってしまうというふうなことが非常に困るものですから、そういうふうなことでお話をしているのですが、半地下というふうなことになるとちょっと、建っているところはちょっと高いところに建っているから大丈夫なのかなと思うのですが、半地下というのはちょっとどうなのでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（天谷浩明君） 委員に言います。なるべく簡単をお願いいたします。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今委員おっしゃるとおり、文化会館の建物自体が実際には2メートル程度ですか、地盛りしたところに建っている、非常に高いところに建っているという状況でありますので、まずはそのこと、併せて文化会館も築40年以上がたった古い建物で、当時の基準で建てられておりますので、機械室等は全て1階以下ということになっておりますので、今回改修ということになりますと、基本的にレイアウトまでの変更ということにはちょっとできかねるということでございます。

○委員長（天谷浩明君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 分かりました。ただ、万が一のときの場合には、そこには水が入らないように設備、そういうのがあると思うのですが、ひとつよろしくそういうのはお願いしたいと思います。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） ちょっと併せてお答えさせていただきますが、今回駐車場整備に当たりまして浸透槽を、今まで文化会館の敷地の中にはなかったのですが、これを4か所、5か所設置することになっておりますので、排水対策には万全を期すると同時に、止水板等についての常設なども併せて浸水対策は講じてまいりたいと考えております。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

宮本委員。

○委員（宮本陽介君） 今回のこの自家用発電なのですが、ディーゼルということで、昨今原油が入りにくくなったりとかという話が出てきますが、燃料がなくなった際に動かなくなってしまうと一番問題だと思うのですが、何か備蓄等は文化会館内でする予定とかあるのでしょうか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

基本的に備蓄まではちょっと想定はしてございません。

○委員長（天谷浩明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第68号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） 次に、日程第3、議案第69号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修機械設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） ただいまご上程いただきました議案第69号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。議案書は29ページ、議案説明書は27ページから34ページまでとなります。

初めに、議案説明書の27ページを御覧ください。提案理由であります、栃木文化会館大規模改修機械設備工事について、栃木市大平町西水代2767番地、トリタ・安藤特定建設工事共同企業体、代表者、トリタ設備工事株式会社、代表取締役、西田淳と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、下段の参考を御覧ください。工事名は、栃木文化会館大規模改修機械設備工事、工事場所は、栃木市旭町地内であります。工事概要につきましては、空気調和設備、給排水衛生設備及び屋外給排水設備等の改修を行う機械設備工事であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の29ページをお開きください。契約の目的につきましては、栃木文化会館大規模改修機械設備工事であります。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

契約金額につきましては、17億2,315万円であります。

契約の相手方につきましては、栃木市大平町西水代2767番地、トリタ・安藤特定建設工事共同企業体、代表者、トリタ設備工事株式会社、代表取締役、西田淳であります。

なお、本件の応札業者は3者、落札率は96.96%であります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） ご苦労さまです。この金額に衛生設備ということでトイレ関係が入っていると思うのですが、昨今、ちょっとテレビで耳にしたのですが、女子トイレが行列ができるほどちょっと混み合うというふうなことを聞きました。この改修に当たって、現在の女子のトイレ数、新たに改修後の女子トイレの数、これはかなりのあれですか、増やす予定なのですか、ちょっとお願いいたします。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

現行の栃木文化会館の女子トイレは、和式が31個、洋式が4個の合計35個でございますが、改修後は、全て洋式の53個にまで増加をさせます。

○委員長（天谷浩明君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 単純計算ですと、全部洋式にして、現在35個のやつが53個ということで18個ほど増設というふうなことになりますね。非常に使いやすくなるかなと思います。よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（天谷浩明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第69号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） 次に、日程第4、議案第70号 工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修舞台設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） ただいまご上程いただきました議案第70号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。議案書は30ページ、議案説明書は35ページから44ページまでとなります。

初めに、議案説明書の35ページを御覧ください。提案理由であります、栃木文化会館大規模改修舞台設備工事について、東京都新宿区新宿4丁目3番17号、三精テクノロジーズ・パナソニックE Wエンジニアリング特定建設工事共同企業体、代表者、三精テクノロジーズ株式会社東京支店、東京支店長、石丸知弘と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、下段の参考を御覧ください。工事名は、栃木文化会館大規模改修舞台設備工事、工事場所は、栃木市旭町地内であります。工事概要につきましては、大ホール、小ホールの舞台機構、照明、音響、映像設備等の改修を行う舞台設備工事であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、30ページをお開きください。契約の目的につきましては、栃木文化会館大規模改修舞台設備工事であります。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

契約金額につきましては、20億1,410万円であります。

契約の相手方につきましては、東京都新宿区新宿4丁目3番17号、三精テクノロジーズ・パナソニックE Wエンジニアリング特定建設工事共同企業体、代表者、三精テクノロジーズ株式会社東京支店、東京支店長、石丸知弘であります。

なお、本件の応札業者は1者、落札率は99.99%であります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 最初のところか、ここで聞こうか迷ったのですが、舞台のオーケストラピットの部分、前にせり上がってくる部分があるではないですか。何年も前からその舞台と、舞台をつくるためには椅子を、観客席をどかさなければならないと。そこで実は今、ネジ、コイン等で回して外し、移動させる。取り付けるときも下のマットというか、じゅうたんが穴が合わなくて、とっても大変な思いをしています。現にあそこがどう変わるのかが利用者の期待する一つのところと聞かれているのですが、どのようにそこは改修され、利用者がやりやすくなるのか、お聞かせください。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんが、今回の改修工事では現行のままということになっておりまして、特に改修ですので、大きく手を入れられるというものでもありませんので、今の段階では現行のままということになっております。ちょっと今後内部で検討させていただければと思います。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） びっくりしました。ちょっと幾ら何でもあそこは40年たって古くなっている。椅子自体のタイヤの動きとか、ロックの甘さとかもありますし、あれ取り付け、外し、やられた方なら分かると思うのですが、下とのじゅうたんがずれてしまって、特に指定管理の業者さんからの要望が一番あるのではないのかなと逆に思うのですが、いつもお手伝いしていただいていますけれども、本当に古いし、大変な状況です。せめてじゅうたんのずれをしっかりとなくすことと、そのじゅうたんの穴をしっかりと開けながら、下のネジとのところがせめて分かるぐらいにはしてもらいたい。これだけお金かけて、こんなところを直していないと言われるのが目に浮かぶのですけれども、その部分の検討は大至急の要望をさせていただきますが、お考えを聞かせてください。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたのは、構造上、機械化、電氣化ということはちょっとできかねるということで、当然ながら下のじゅうたんの改修は行えますので、その辺の対応はできるというふうに思っております。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 分かりました。では、そのずれが起きづらい状況とか、せめて取り外しがもっとしやすい状況、それに何時間もかかるのは本当につらいので、ぜひオーケストラピットを上げるときの、その問題という部分は指定管理の方に聞いていただきながら、利用者にも再度確認して

ぜひきれいにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（天谷浩明君） 要望でいいですか。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） ありがとうございます。できる限り対応はさせていただきたいと考えております。

○委員長（天谷浩明君） ほかにございませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） この改修に、これは1者しか応札がなかったというふうなことで、特殊な仕事なのではないかなと思うのですが、やっぱり全国を見渡しますと、かなりこういったやっている業者はあると思うのですが、市のほうとすると、そういうふうなほかの業者も当たったというふうなことで、こちらは考えてよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今回の入札は、一般競争入札ということで、こちらからの指名ではなく、基本的には、今回市内の要件も、この工事だけはつけておりませんので、基本的に東京に本社があるような会社でしたら、全て入札が可能という状況でありましたが、実際に応札いただいたのがこの1者だったということでございます。

○委員長（天谷浩明君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） この仕事とか、この金額に魅力がなかったのか、応札が1者だったのかなと。いろいろ考えはあると思うのですが、1者というのはちょっと、そうすると落札率も99.99%、限りなく100%に近いあれなものですから、できるだけ、よく95%を超えるとというふうなことも前ちょっと言われていましたから、もう少し頑張っていただきたいと思います。要望です。

○委員長（天谷浩明君） 質疑ありませんか。

永島副委員長。

○副委員長（永島 勝君） 今の中島委員の質問に関してちょっと再質問なのですが、再質問というか、私からの質問なのですが、応札は1者であったにしても、事務を進める上である程度何者か、こういう場合は大体どういうものが入るとか、そういう事前に原課とすると相談業者、話があると思うのですが、そういうときに2者、3者はある程度話を進めていたということで理解してよろしいですか。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今回の工事、設計業務に当たっては、設計業者のほうに委託をしておりますので、設計業者のほ

うでその辺の対応はいただけたのかなと。私の今までの経験上、1者とだけ話すということはないと思いますので、恐らくは設計業者のほうでその辺はやっていただけたものというふうに思っております。

○委員長（天谷浩明君） 永島副委員長。

○副委員長（永島 勝君） 今の話からちょっと派生しますが、消防の北部分署が工期が今中断して、三月延びていると。応札状況が工事の種別のうち2つが99.9何%ということだと、今後の工事の進め方が極めて業者本位、業者優位で話が進んでいってしまうと。工期の延長とか金額のスライド、再契約とか、そういう話が想定されるわけなのですが、かかるものはかかってもしようがないのだけれども、この62億円からかけて、市民の方にこういうところがよくなります、こういうところがセールスポイントですというところがございましたら、二、三お話しいただければありがたいです。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今回の文化会館の改修というのは、本日ご説明させていただきましたとおり、大部分が機能回復ということで、設備等の入替えというのが主となっております。そのような中、40年前の基準で造られた建物から、今回改修工事をするに当たっては、現在の社会情勢、利用者ニーズを満たすような改修ということで幾つか、それほど多くのことができてはいるわけではありませんが、幾つかの改善は施しております。

まず1点目というのは、何とんでも、先ほど中島委員のほうからありましたトイレでございます。女子トイレの数と、加えて男子トイレのほうも、それほど数は多くありませんが、増設いたします。全て洋式化ということで、これまでは要望というか苦情に近いようなお声が多かったと。いまだに和式かということで、これらの改善が図られると。あと、先ほど川田委員のほうからありましたように、駐車場の改善も図っていきたいというふうに考えております。

加えて、今回の改修工事では、座席も全て交換することとなっており、今よりも各座席2センチほど幅が広がって、文化芸術鑑賞を今よりもリラックスした環境で見ていただけるようになります。

あわせて、SDGsの関係、誰でも利用しやすい文化会館ということで、バリアフリー化であるとか、多目的トイレの増設、こういったことも行う予定でございます。

以上です。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 今の説明を受けて、座席数の変更があるのかなと感じたのですが、現行の客席数と変更後、改修後の数を教えてください。

○委員長（天谷浩明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

現行の座席数が、まずは大ホールが1,198席から、改修後は1,092席ということで、約100席減となります。小ホールについては、現行が398席から380席ということで、18席減となります。なお、現在の座席幅というのが48センチ、これが2センチ拡大の50センチということになります。

以上です。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第70号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席をして結構でございます。大変お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

〔執行部退席〕

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） 次に、日程第5、議案第71号 財産の取得の変更について（中学校屋内運動場空調設備）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤学校施設課長。

○学校施設課長（佐藤賢一君） 学校施設課、佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第71号 財産の取得の変更についてご説明させていただきます。議案書は31ページ、議案説明書は45ページ、46ページになります。

初めに、議案説明書より説明させていただきます。恐れ入ります。45ページをお開きください。提案理由でございますが、令和7年第2回栃木市議会定例会において、議案第73号として議決を経ました財産の取得の内容の一部に変更が生じるため、財産の取得の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由でございますが、学校の統合に伴う財産の表示の変更でありまして、令和8年4月1日に皆川中学校、吹上中学校、寺尾中学校を統合し、栃木北中学校を新設したことに伴い、財産の表示の一部を変更するものでございます。変更前、「中学校屋内運動場（吹上中学校外2校）空調設備」を「中学校屋内運動場（栃木北中学校外2校）空調設備」に変更するものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

46ページをお開きください。参考といたしまして、取得施設、栃木北中学校、都賀中学校、西方中学校。取得方法、指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約（契約期間満了後の無償譲渡）の契約となっております。設置期間につきましては、工事の機器を設置する期間でございますが、契約締結日から令和7年8月31日。本契約の契約期間ですが、賃貸借期間、令和7年9月1日から令和17年8月31日の10年間でございます。取得の価格につきましては、1億851万7,200円。取得の相手につきましては、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号、NTT・TCリース株式会社関東支店、支店長、臼井淳であります。

恐れ入りますが、議案書31ページをお開きください。議案第71号 財産の取得の変更についてであります。令和7年第2回栃木市議会定例会において、議案第73号として議決を経た財産の取得の一部について、次のとおり変更するものであります。

財産の表示を「中学校屋内運動場（栃木北中学校外2校）空調設備」とするというものでございます。

以上で議案第71号の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第71号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） 次に、日程第6、議案第72号 訴えの提起についてを議題といたします。

ここで、委員の皆様申し上げます。本議案については、お手元の議案書では個人名、土地の所在地等の情報が記載されておりますが、個人情報保護の観点及び今後の訴訟事務への影響を考慮し、それらの読み上げはせずに説明したい旨、執行部から申入れがありましたので、ご了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第72号 訴えの提起についてご説明申し上げます。議案書は32ページから34ページ、議案説明書は47ページから49ページでございます。

初めに、議案説明書の47ページを御覧ください。本議案の提案理由でございますが、藤岡町西前原地内にあります市が管理する河川内に盛土を行った隣接土地所有者に対し、市が大雨による浸水被害を未然に防ぐため、盛土撤去等に要した費用の支払いを求める損害賠償請求に係る訴えの提起をするに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の32ページを御覧ください。1、訴えの相手方につきましては、市内在住の方になります。

次に、2、事件名ですが、損害賠償請求事件となり、3、管轄裁判所は、宇都宮地方裁判所栃木支部になります。

次に、4、訴えの趣旨についてですが、相手方に対し、市が土砂撤去等に要した費用1,336万5,000円及びこの費用に対する令和6年7月22日から支払済みまで年3%の金員の支払いと、訴訟費用の負担を請求するものであります。

次のページを御覧ください。5、訴えを提起する理由であります。藤岡町西前原地内に位置する静戸川及び赤津川は、合流後、西前原排水機場に流れており、地域の排水機能において重要な役割を果たしております。この両河川の合流部に隣接する土地を所有している方が、所有地に盛土を始め、その際に両河川の境界を超えて盛土を行ったため、排水機能が大きく損なわれ、大雨の際、水害をもたらす危険性が生じたことから、相手方に対し、原形復旧を求め、指導を続けておりましたが、相手方が原形復旧に応じることはありませんでした。このため、市は大雨時の地域の安全を

確保するため、盛土を撤去する応急工事を実施しました。盛土の撤去費用は、設計業務費82万5,000円、土砂撤去工事を実施しました土砂除去工事費1,254万円の合計1,336万5,000円でありました。

次のページを御覧ください。市が実施した盛土工事に関する対応につきましては、盛土を行った隣接土地所有者の不法行為に起因するものであることから、撤去工事等に要した費用の支払いと民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払いを求めるものであります。

次の6、訴訟遂行の方針であります。弁護士を訴訟代理人として選任し、訴訟を遂行いたしますが、判決の結果、必要がある場合は上訴するものといたします。

なお、必要がある場合には、適当であると認められる条件において、和解及び調停に応じるものといたします。

以上で議案第72号 訴えの提起についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

執行部の説明の前にも申し上げましたとおり、個人情報保護の観点から、質疑においても個人名、土地の所在地等の情報を伏せた上でご発言願いたいと思います。委員の皆様にはご協力をお願いいたします。

では、質疑ありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまです。この西前原地区って、排水機場って出ましたよね。あれは栃木市でも何年か前にあそこら辺が、排水機場が機能しなくて、あそこら辺一帯が水浸しになったというところでよろしいのでしょうか、理解して。そういったところに盛土をして、水の流れが阻害されるというふうなことで、非常に万が一のときにはすごい災害になってしまうのです。そういうふうなことも考えないで、やはりこういうふうな撤去しろ、撤去しろというふうな再三にわたる市の勧告にも耳を傾けないというふうなことです。こういった方には徹底して法的措置とかを施して、今後ともこういうふうな案件が栃木市にないような、栃木市はこういうふうな厳しいのだぞというふうなことを分かったほうがいいと思いますので、どんどんやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（天谷浩明君） 質問という形ではいいのですか。

○委員（中島克訓君） 要望というふうな……

○委員長（天谷浩明君） 要望でよろしいですか。

○委員（中島克訓君） ちょっと……

○委員長（天谷浩明君） では、お考えをちょっと。

阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） ただいま委員さんのほうからお話がありましたとおり、再三にわたり、所有者に対して撤去の指導といたしますか、勧告を行ってきたところではありますが、一向に聞き入れてもらえずというところで、顧問弁護士との相談の中では、訴訟に踏み切ったほうがいいのではないかというご提案をいただきましたので、今回本議案を提案しているところでございます。市としましては、やり得といたしますか、勝手な振る舞いによって、市民の生命と安全を犯すような行為につきましては、強く求めていきたいというふうに思っていますので、今回この議案をよろしくお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 5月22日の研究会でたくさん意見は伝えてありますので、確認になります。

6月11日に提出されたということで、その後、相手方との進展はあるのでしょうか、それとももう裁判に突入しという状況なのでしょうか。相手方からの動きの確認をさせてください。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 基本的には5月の議員研究会の中でもご説明をさせていただきました、それ以降、相手方に対しましては、訴訟という形になりますので、情報を提供するということをせずに今に至っています。ただ、現状としては、相手は一切この件に関して金額を支払いますよとか、そういう部分については相手方からの話はありません。実は、訴訟に踏み切る前に、去年の11月27日の段階で、撤去の要請を再三、本人と会いまして交渉した結果では、相手方は怒鳴り散らし、聞く耳を持たず、そのまま玄関先から家の中に去っていったというような状況になっておりますので、今後これ以上の交渉は無理という判断を顧問弁護士と相談の結果、決めまして、今回の件に至っているというような状況でございます。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 研究会でも確認しましたが、この方の経済状況といたしますか、資産状況、このまま逃げ得にならず、しっかり税金で使われたお金でございますので、金額に関して取れるという可能性はどのようにお考えなのでしょうか。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 資産状況につきましては、この件につきましては、ちょっと申し訳ありません。個人情報と訴訟の関係がありますので、差し控えたいと思っておりますが、間違いなく土地については所有をしておりますので、仮差押えの申込みというか申請もいたしまして、財産を確保していきたいというふうに思っているところです。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 土地についてもその価格というものは場所によって違うでしょうが、この金額に見合うだけの差押えはできるのでしょうか。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 実はこの土地につきましては、市のほうの競売によって相手方が取得した土地になっておりまして、競売価格といいますか評価額を見ましても、実際にはこの金額にまでは至っていないのかなというふうに思っているところであります。ただ、先ほども中島委員のときに答弁をしたとおり、取れる財産がなくても基本的には市として強くこういうふうな姿勢を示すというところを表現し、相手に対してもやり得というのを認めないよというふうな市の意思を示したいというふうに思っているところです。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

永島副委員長。

○副委員長（永島 勝君） 進めていただきたいのは異存ないのですが、今現地を見ると、上に古いバスだとか車両が置いておいてあって、仮に土地を取り戻せたとしても、上のごみを片づける費用も発生してしまうかと思うのですが、今後の訴訟もあるので、この場で答弁は聞かなくて結構なのですが、その点ぜひよく熟考してください。

○委員長（天谷浩明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第72号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） 次に、日程第7、議案第73号 土地改良事業の施行について（鷺巣溜（下）地区）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 先ほどの議案に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第73号 土地改良事業の施行についてをご説明申し上げます。
議案書は35ページから40ページ、議案説明書は50ページから52ページでございます。

初めに、議案説明書の50ページを御覧ください。本議案の提案理由でございますが、老朽化が進んだ農業用ため池の防水機能を早急に強化し、決壊による水害から市民の生命、財産を保護することを目的に、鷺巣溜（下）地区において、農村地域防災減災事業を施行するに当たり、緊急防災工事計画の概要を定めることについて、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の4第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の35ページを御覧ください。本事業は、農村地域防災減災事業のうち、防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模）として、栃木市岩舟町鷺巣地内の鷺巣溜（下）地区において実施するものです。

次に、議案書39ページを御覧ください。位置図にありますとおり、JR両毛線岩舟駅の北側、鷺巣公民館の北西部にあるため池が鷺巣溜（下）であり、3.3ヘクタールの農地に農業用水を供給してあります。

続いて、40ページには、基本計画に基づく平面図が示されております。

お手数ですが、議案書36ページにお戻りください。鷺巣溜（下）地区緊急防災工事計画概要書についてご説明いたします。まず、1、目的につきましては、明治時代から利用されてきた歴史ある農業用ため池で、岩舟町鷺巣地内に位置し、大岩藤土地改良区が管理しております。現在は3.3ヘクタールの水田に農業用水を供給する重要な役割を担っております。しかし、令和4年度に実施した各種耐性調査の結果、洪水時の排水能力及び地震時の堤体安全率がいずれも基準を下回っていることが確認されました。特に洪水吐の能力不足及び地震による堤体破損のリスクが顕在化しており、決壊の危険性が高まっています。

さらに、下流域には農地に加え、一般住宅も点在しており、万が一災害が発生した場合、甚大な被害が生じるおそれがあるため、早急な対策が求められています。このため、堤体の補強及び洪水吐などの改修を行い、防災機能を回復させ、災害の未然防止を図ることを目的として本事業を実施するものです。

次のページを御覧ください。3、基本計画につきましては、今回の工事の計画内容について、本工事では、ため池の安全性を向上させるため、主に3つの整備を行います。1つ目は、堤体の補強です。法面勾配を緩やかにし、堤高をかさ上げするとともに、遮水シートの設置により耐震性及び遮水性の向上を図ります。これにより、洪水や地震に対する堤体の耐性が大きく向上します。2つ目は、取水施設の改修です。老朽化した堅樋を斜樋に更新し、操作性や安全性の向上を図ります。

3つ目は、洪水吐の改修です。計画洪水量に対応できる排水断面を確保した洪水吐へ改修し、洪水対策を強化します。

次に、4、工事の要領、工事の内容につきましては、ため池1か所の整備であり、事業費は1億9,720万円を見込んでおります。施工期間は、令和8年度から令和10年度までの3か年を予定しております。

次に、費用の概算につきましては、次のページを御覧ください。総事業費1億9,720万円の内訳は、表のとおりです。工事費が1億7,660万円で、その内訳として堤体工1億4,540万円、取水施設1,290万円、洪水吐工1,830万円です。また、測量・試験費として2,060万円となっています。

最後に、6、事業の効用につきましては、本事業により、3.3ヘクタールの受益農地に対する農業用水の安定供給が図られ、水稻を中心とした農業の生産性向上が期待されます。また、下流域の住宅地や公共施設に対する洪水リスクの低減が図られ、地域住民の生命と財産の保全に資する極めて重要な整備事業であります。

以上で議案第73号 土地改良事業の施行についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 老朽化したこのようなため池というのは、多分栃木市内に点在しているのかなと思います。まず、どのようなチェックを行い、そういったものが発覚したのか。それと、この全体の数、それと現在置かれているほかの状況、緊急を要するもの、多分順位づけがされているのでしょうか、そういった説明をお願いいたします。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 現在、栃木市内におきましては、52か所の農業用ため池がありまして、そのうち25か所が防災重点農業用ため池に指定されております。この防災重点農業用ため池とは、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法という法律に基づきまして、令和12年までに防災工事を完了させることということでの時限法という形になっております。現在52か所の農業用ため池の中から、県のほうで25か所の防災重点農業用ため池という形で指定されておりまして、その25か所の全ての点検を令和4年度に行っております。その中で、危険度といいましか、緊急度の高いものから順次整備を進めているという状態となっております。現在、大平地内のため池を改修という形で動きを入れていまして、今回の鷺巣溜（下）が3か所目ですか、実は都賀にあります大柿溜も予定として事業を進めているところですが、残念なことに今年度、国のほうからの補助がつきませんでしたので、整備工事が実施できていないというところで、1か所のみ、

今のところを整備を進めているというような状況になっております。

以上です。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 25か所のうち、その直すべき箇所というのが幾つ、あとあるのか教えてください。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 本来農業用ため池として、機能として使われているところにつきましては、全てを直すつもりでいるところですが、状況によりましては、現在農業用として使っていない、ただのため池というような形になっているところもあります。その部分を整備といいますか、廃止のほうも含めて進めていきたいというふうに考えておりまして、残る整備につきましては13か所予定というふうに考えております。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 国の補助率というのは一体どれぐらいのものなのでしょうか。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 国の補助率が55%で、県が25%、市が25%という形になっております。失礼しました。20です。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） それが令和12年までしか出ないという状況なののでしょうか、それともその後もということなののでしょうか。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 先ほどご説明したとおり、特措法という形での時限法として、令和12年という形になっております。今のところ12年以降については未定という形になっておりますが、市といたしましては、とてもではありませんが、結構事業費としてかかりますので、今後県及び国に対して強く継続していただけるよう要望していくような方向で今動いているところでございます。

○委員長（天谷浩明君） ほかにありませんか。

永島副委員長。

○副委員長（永島 勝君） 堤体の部分は、間知石というか、岩舟石とかがあるのですが、それを外してしまって、コンクリートで覆っていくというご説明だったかと思うのですが、それでよろしいですか。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 堤体につきましては、防波ブロックといいまして、皆さん多分一番目につくのが、河川が一番、今工事を行っていますが、護岸ブロック、コンクリート製品のブロッ

クと同じようなものを全て施工していく予定でいます。

○委員長（天谷浩明君） 永島副委員長。

○副委員長（永島 勝君） 今どうしてこんな細かいところをお聞きしたかと申しますと、実はあそこのため池は、昭和6年の頃、世界恐慌の影響を受けて、昭和恐慌の時代に、国の農村の窮状を改善すべく行われた大事業だというふうに聞いております。岩舟駅の東側に岩舟石の資料館という小さい資料館がございますが、平成13年の頃に、岩舟山碎石全体を、いわゆる記録として残していくような、そういうものとして宇大の永井先生に調査書をまとめていただいた経過がありまして、あのため池については、一番現存して利用している岩舟石の利用のある記録として残すべきものだというふうに私は認識しているのですが、ぜひ工事は安全に進めなければいけないので、撤去しても仕方ないかと思うのですが、ぜひ写真とか、そういうものを撮影して、資料館あるいは文化課と記録として残すようなところに意を払って工事を進めていただければと思っています。

以上です。

○委員長（天谷浩明君） 要望でしょうか。

○副委員長（永島 勝君） 要望いたします。

○委員長（天谷浩明君） では、要望でお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第73号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（天谷浩明君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時20分）

○委員長（天谷浩明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 30 分）

◎議案第 62 号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（天谷浩明君） 次に、日程第 8、議案第 62 号 令和 8 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

小林農業振興課長。

○農業振興課長（小林勝利君） 委員の皆様、よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第 62 号 令和 8 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6 款 1 項農業費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、予算書の 34、35 ページをお開きください。3 目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は 104 万 3,000 円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。農産物 P R 事業費につきましては、東武鉄道が運行しているいちごラッピングトレインの運行が終了となることから、新たなラッピングトレインを運行するに当たり、沿線自治体の広告をデザイン及び掲出するための負担金の増額が主なものです。

次の 4 目農地費につきましてご説明いたします。補正額は 370 万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。市単独農業農村整備事業費につきましては、訴訟事件弁護士委託料を増額するものであります。

続きまして、10 款教育費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、38、39 ページをお開きください。2 項 1 目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は 26 万 5,000 円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。寺尾小学校運営費につきましては、寺尾小学校のためにいただいた寄附金を活用し、必要な備品を購入するため、備品購入費を増額するものであります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（天谷浩明君） 佐藤学校施設課長。

○学校施設課長（佐藤賢一君） 続きまして、歳入につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書 24、25 ページをお開きください。18 款 1 項 6 目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は 26 万 5,000 円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。2 節学校施設費寄附金につきましては、学校施設整備を目的とした寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、6ページを開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）についてご説明いたします。第2表、債務負担行為補正（追加）、令和8年度損害賠償請求事件に関する訴訟事務委託につきましては、栃木市藤岡町西前原地域内に位置する静戸川及び赤津川において盛土を行った土地所有者に対し、損害賠償請求訴訟を行うことから、期限と限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（天谷浩明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 35ページ、農産物PR事業費についてお聞きます。

先ほど分担金のようなお話出ました。どのまちが協力して分担されているのか、お聞かせください。

○委員長（天谷浩明君） 小林農業振興課長。

○農業振興課長（小林勝利君） 沿線の自治体ということで、栃木市、宇都宮市、日光市、鹿沼市、壬生町、最後に栃木県の全部で6団体であります。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 分担金額は同じなのでしょうか。

○委員長（天谷浩明君） 小林農業振興課長。

○農業振興課長（小林勝利君） 同じく100万円でございます。

○委員長（天谷浩明君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 同じく35ページ、西前原の訴訟の弁護士委託料でございますが、先ほど370万円を増やしておくというような形の説明を受けました。370万円、実際はしないけれども、かかる可能性があるということなのか、実際の訴訟の弁護士費用の予定は実質幾らなのかお聞かせください。

○委員長（天谷浩明君） 阿部農林整備課長。

○農林整備課長（阿部幸治君） 弁護士費用につきましては、裁判所の印紙等含めまして約70万円で

あります。300万円につきましては、先ほどご説明しました仮差押え命令申立てに伴います預託金という形で裁判所に300万円の預託金を預ける予定になっております。この預託金につきましては、あくまでも預託金ですので、後ほど金額幾らになるかは別として、全額かどうかは裁判所のほうの決定になるのですが、戻ってくるというような予定になっておりますので、合計で370万円という形であります。

○委員長（天谷浩明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（天谷浩明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（天谷浩明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（午前11時39分）